

## 意見陳述書

令和2年9月4日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 笠原 太良

控訴人らの準備書面（3）では、平成31年4月24日に成立した「一時金支給法」の法的性質等について主張しています。これは、本年1月20日の期日で、裁判所から控訴人らと国双方に対し、主張するよう求められ、控訴人らが主張するものです。なお、国は、「一時金の法的性質について主張する必要はない」として裁判所の求めに応じていません。

控訴人らの主張は大きく3つです。①一時金支給法の法的性質が「損害賠償」でも「損失補償」でもない、たんなる「給付」にすぎないこと、②一時金支給法が成立したとしても控訴人らの主張になんら影響がないこと、③一時金をもらっても損害から差し引かれないことです。

### 第1 「損害賠償」でも「損失補償」でもないこと

#### 1 損害賠償ではないこと

(1) まず、一時金支給法ができた経緯から、法的責任に基づく損害賠償であると言えません。一時金支給法について話し合っていた参議院で、厚生労働省子ども家庭局長は、「今回の法案と訴訟とは別でございまして、今回の法案によりましては損害賠償請求等に影響を与えることはない」と承知しております。」と断言しています。

国会では、一時金支給法がどのような性質かといった話し合いもされず、被害者に賠償金が支払われた場合に賠償金と一時金をどのように調整するかといった話し合いもされませんでした。

このような一時金支給法ができた経緯からしますと、一時金支給法

は、国の法的義務に基づく賠償として支払うことを内容としていません。

- (2) 次に、一時金支給法の内容からしても損害賠償とは言えません。

一時金支給法は、「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。」と定められています。おわびをするのは、あくまで「我々」であり、国であるとは書かれていません。

また、法律の趣旨を明確にしていません。

さらに、一時金支給法は、通常、損害を補うための法律であれば定められているはずの、国が賠償金を支払った場合の調整規定が定められていません。

- (3) さらに、ハンセン病補償法などとの比較からしても、一時金支給法は損害賠償とは言えません。

ハンセン病のため隔離されてきた方々に補償金を支払う内容を定めたハンセン病補償法は、その最初に、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図ると明確に書かれています。また、ハンセン病元患者家族に対する補償金を支払う内容の法律では、その最初に、「国会及び政府」が深くおわびする、「国会及び政府」が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚する、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するなど明確に定められています。

さらに、一時金支給法とは異なり、どちらの法律も被害者が損害賠償を受けた場合に、これらの法律に基づく補償金の支払いとどのように調整するかといったことが定められています。

- 2 特別の補償でもないこと

控訴人らは、特別の犠牲を強制されない権利や人としての侵すことの

できない権利に基づく補償を定めた法律を作ることを求めています。それは、損害賠償と同じ程度の補償内容とされるべきです。しかし、一時金支給法は、控訴人らが求める補償に全く足りていません。その理由は次のとおりです。

- (1) まず、一時金の金額が320万円と控訴人らの被害に見合っていない。

控訴人らは、いわば「人生損害」と言うべき重大な人権侵害を受けてきました。

控訴人らが受けた被害は重大で深刻であるにもかかわらず、一時金の支給額は320万円と低く、控訴人らが受けた被害に全く見合うものではありません。

- (2) ハンセン病患者の方々に対する補償との比較でも一時金支給法が補償でないことが分かります。

ハンセン病補償法とハンセン病元患者家族補償法は、判決で認められた被害実態や金額を考慮して、ほぼ同額かそれ以上の金額を定めています。しかし、一時金支給法は、被害実態を考慮せずに320万円と定められました。

### 3 まとめ

これまで述べてきたとおり、一時金支給法は、被害者の被害実態に見合った金額になっておらず、法律の定め方からしても損害賠償や損害賠償に代わる損失補償としての実質がありません。

そうだとすれば、一時金は、「賠償」または「補償」ではなく、政策的に支給される「給付」にすぎません。

## 第2 ②一時金支給法が成立したとしても控訴人らの主張になんら影響がないこと

- 1 控訴人らは、20年の経過で損害賠償請求ができなくなる除斥期間の

適用を制限するべきだと主張しておりますが、一時金支給法ができたことは、この主張に何ら影響を与えるものではありません。

一時金支給法ができて、国に賠償義務を免れさせることが相当でない事情があるからです。

国が進めた優生政策・優生手術によって被害者に大きな被害が生じましたが、国はそれが憲法違反であることを認識した後もそのままにし続け、長い間何の被害回復も行ってきました。

一時金支給法は、単なる給付金にすぎず、その内容や金額が控訴人らの損害に見合わないとても不十分なものです。

さらに、一時金支給法は、広く被害者に支給するという点でも不十分です。国は、少なくとも支給を受けられる人すべてに支給されるような手続としそれを広く知らせるようにはすべきですが、一時金支給法は、被害者への個別の通知や面談を定めておりません。加えて、被害者に広く知らせることも十分にしていません。

このように一時金支給法は、手続が不十分であって、広く知らせることもしていないので、一時金支給法ができたからといって、国によって進められ、長い間そのままにされてきた控訴人らの被害に対し、国が一定の責任や義務を果たしたと評価されるべきではありません。

このような不十分な内容の一時金支給法ができたことを理由として、除斥期間の適用が許され、控訴人らが損害賠償請求できなくなり、国が賠償義務を免れることになれば、正義・公平に反します。

2 控訴人らは、国が特別の賠償法を作る義務または被害回復のための方策をとるべき義務があったのに、それを怠ったとも主張しています。一時金支給法ができて、その内容は不十分であるから、特別の賠償法や被害回復のための方策が必要不可欠であることに変わりありません。

したがって、一時金支給法ができたことは、控訴人らの主張に何ら影

響を与えません。

### 第3 ③一時金をもらっても損害から差し引かれない

被害者が一時金をもらったとしても、もらった分を損害賠償金から差し引かれるべきではありません。

一般的に事故などによって保険金などの支払いを受けた場合、支払われた分を損害賠償額から差し引くかどうかは、支払われたお金の趣旨・目的、調整する規定があるかどうかなどの事情を考慮して判断されます。

先に述べた通り、一時金は単なる給付にすぎず損害賠償としての性質をもちません。

また、一時金支給法は、ハンセン病補償法等とは異なり、支払った場合の損害賠償制度との調整規定が定められていません。これは、法律を作った国が、一時金を損害賠償額から差し引くことを予定していなかったことの現れです。

このように、一時金支給法の趣旨や規定からすると、被害者が一時金をもらったとしても、その分を損害賠償額から差し引くべきではありません。

以上